

米陸軍貯油施設からP F O S を含む汚染水が流出した事故に関する意見書

去る6月10日午後4時46分頃、うるま市字昆布にある米陸軍貯油施設（金武湾第3タンクファーム）から有機フッ素化合物のP F O S を含む汚染水が基地外に流出した。

消火剤に含まれるP F O S は発がん性などの健康リスクが指摘され、国内では使用や製造が原則禁止されるなど、国際的にもストックホルム条約で規制されているにもかかわらず、基地外に流出させたことは許されることではない。

同施設の近隣には天願川が流れ、その河口は金武湾へとつながっており自然環境への影響が危惧される。また、健康被害が指摘される残留性有機物質を含む汚染水の流出にもかかわらず町への連絡が発生から一日遅れたことは、日米間の連絡体制が緊密になっていないと言わざるを得ず、断じて許されない。

県内では昨年4月、普天間飛行場でP F O S を含む消火剤が施設外に流出しており健康被害が指摘される残留性有機物質への米軍の対応に町民の不安は高まっている。

よって金武町議会は、町民の生命・財産を守り、安心安全な生活環境を確保する立場から今回のP F O S を含む汚染水が流出した事故に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 P F O S 等の発がん性物質を含む有機フッ素化合物の使用、貯蔵、保管を行わないこと。
- 2 具体的な再発防止策を早急に講じるとともに、安全管理を徹底すること。
- 3 米軍に起因する事件及び事故の公表について、米軍は関係機関と通報、連絡体制を明確化し、厳密かつ迅速に行うこと。
- 4 老朽化した貯水槽施設については、撤去すること。
- 5 事故発生時には「環境補足協定」に基づく立ち入り調査を認めること。
- 6 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年8月5日
沖縄県金武町議会



あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄防衛局長 外務省沖縄担当大使

可決

令和3年8月5日
金武町議會議長 嘉数義光



米陸軍貯油施設からP F O S を含む汚染水が流出した事故に関する抗議決議

去る6月10日午後4時46分頃、うるま市字昆布にある米陸軍貯油施設（金武湾第3タンクファーム）から有機フッ素化合物のP F O S を含む汚染水が基地外に流出した。

消火剤に含まれるP F O S は発がん性などの健康リスクが指摘され、国内では使用や製造が原則禁止されるなど、国際的にもストックホルム条約で規制されているにもかかわらず、基地外に流出させたことは許されることではない。

同施設の近隣には天願川が流れ、その河口は金武湾へとつながっており自然環境への影響が危惧される。また、健康被害が指摘される残留性有機物質を含む汚染水の流出にもかかわらず町への連絡が発生から一日遅れたことは、日米間の連絡体制が緊密になっていないと言わざるを得ず、断じて許されない。

県内では昨年4月、普天間飛行場でP F O S を含む消火剤が施設外に流出しており健康被害が指摘される残留性有機物質への米軍の対応に町民の不安は高まっている。

よって金武町議会は、町民の生命・財産を守り、安心安全な生活環境を確保する立場から今回のP F O S を含む汚染水が流出した事故に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

記

- 1 P F O S 等の発がん性物質を含む有機フッ素化合物の使用、貯蔵、保管を行わないこと。
- 2 具体的な再発防止策を早急に講じるとともに、安全管理を徹底すること。
- 3 米軍に起因する事件及び事故の公表について、米軍は関係機関と通報、連絡体制を明確化し、厳密かつ迅速に行うこと。
- 4 老朽化した貯水槽施設については、撤去すること。
- 5 事故発生時には「環境補足協定」に基づく立ち入り調査を認めること。
- 6 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、決議する。

令和3年8月5日
沖縄県金武町議会



あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官
在沖米国総領事 在日米軍沖縄地域調整官

可決

令和3年8月5日
金武町議會議長 嘉数義光

